ARL とちほく　規約

第一条　本会は、ARL とちほくと称する。

第二条　本会設立日　2015 年 3 月 31 日

第三条　本会事務所は、[redacted]に置く。

第四条　本会構成役員として代表者一名、副代表二名を設ける。本人に退任の意思がないかぎり任期は、永年とする。

第五条　本会は、栃木県北部を中心に両生爬虫類等を保護する活動や生息場所の保全活動を実施しつつ、自然豊かな環境を利用して環境教育活動等様々な活動を実施していくことを目的とする。

第六条　本会は、前条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第七条　会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする。

第八条　この会の運営に規約改正が必要な場合は、ARL とちほく会員の話し合いにより定めることとする。
　話し合いは、会員２名以上の出席をもって成立し、出席者の３分の２以上の賛成をもって成立するものとする。但し代表は、議決に対する拒否権をもつものとする。

付　則　この規約は、ARL とちほく設立日である平成 27 年 3 月 31 日より施行する。

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

平成　　年　　月　　日

尚、この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。